

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 内田ヶ谷鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	鴻巣市郷地字長樋下一七五七番一地先 から同市郷地字三谷四二四番一地先	区 間
一五・三〇〽一九・〇二	一二・五〇〽一六・四六	敷地の幅員 (メートル)
一四二・四二		延 長 (メートル)
域の一部変更である。	道路改良工事による。 令和元年九月二十七日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区	備 考